

江戸時代の僧侶の墮落について

—その諸例—

徳川幕府はキリスト教の弾圧をすると共に宗門改めを厳格にしてこれを僧侶の手にまかせた。そのため従来平凡であつた僧侶の生活は豊かになり、戒律を守らず、修行も怠るようになって檀家の奪い合いをもするなど破戒放恣になり、俗界よりむしろ卑劣な者が淨界より出るに至つた。
⁽¹⁾このため幕府は匡正に奔命し、高野の聖や熊野の勧進聖を厳禁したが、僧侶の墮落はとどまるところを知らなかつた。

このようにして仏教の権威は失なわれ、僧侶は益々墮落してゆくのであつた。その墮落の例としての第一は女犯である。僧侶の女犯は江戸期に始まつたことではなく、古くは奈良時代からその例があつたことがしられる。ただ室町、江戸時代には特に甚だしいものがあつた。

⁽²⁾朝鮮の使者宋希環の『老松堂日本行録』によれば、赤間関

若月正吾

の或る寺において、僧と尼が同殿内に同宿していることが記されている。また僧侶の魚食が露見して召捕えられ流罪に処せられた実例が「満済准后日記」「看聞御記」などにある。飲酒については日頃より遠慮なく飲んでいたのが常であつた。これは一般に般若湯などの名のもとに廣くたしなまれていた。足利将軍がこれを厳しく禁じたこともあつたが、はたしてどれだけの効果があつたか疑がわしい次第であつた。

さらに、禪林において特に甚だしかつたのは男色の風であつた。禪寺には喝食というものがおり修行僧達に食事の時刻の喫飯を知らせた。これに年少の沙弥が前髪を垂れ、白粉を塗り華美な服装をしてそれに当つていたのである。このようなことが五山文学の詩文集中に時折見られる。その詩文と

録」の中に美少年に関することが多く記されている。

この男色についての弊が甚だしかったので、足利將軍義持はこれに関する禁令を出している。しかし、これにしても、前記の僧侶の不如法に関する禁令がどれだけの効果があったかは疑わしいものである。

また、僧侶墮落の他の例として、公帖というものがある。⁽³⁾

これは金銭を幕府又は寺に納めて職位を得ることをいうのであるが、これによつて將軍から何々寺の住職に任命するといふことを書いた辞令を渡されたのである。例えば田舎の僧侶でも都へ出て相当の金を納めることによつて東福寺や建仁寺の住職の公帖を買うことができた。これが一夜住職である。今日東福寺の公帖を買い、明日辞職して田舎に歸えるとこの東福寺の住職ということで籍がつくというのである。このようないい當時の禪僧は世間の人間が多いために、世間の榮華を喜び、自分の僧侶としての地位の上ることを誇りとしていたのであつた。

次に、寺に金銭を納めて寺の役事を買った。禪寺には東序、西序という六知事、六頭首という十二人の役僧があるが、当時の僧はそれまでにしてまで僧侶としての地位の上ることをのぞんだのである。以上は室町時代の事柄であるが、江戸時代においても同じことが行なわれたのである。

「故老諸談」に家康が当時僧侶の墮落を慨いたという記事

がある。その文によれば「⁽⁴⁾或時、天海僧正、崇伝長老、舟橋侍従、林道春伺公申され、御雜法の序に、今の世は末に成り、儒も仏も道の正しき事なしと見えたり、まず僧は三衣の多少の儲なく、持齋戒行有へき事なるに、酒を飲、美食を求め、世の崇敬するに隨て、徳無き僧も錦繡を座具に用て、金銀米穀を抛つ者おは信心の者成と贊めはやし、衆人の心を誑惑し、真実菩提心を失ひ、名聞利用の事を専す、是心にて仮令堂塔を守居ても、畢竟は天狗の眷属たるへし、善根仏種と云は是にては有へからずと思ふ也、又儒者は、書を読、故事を覚へ、詩文を作り、又仏法を嫌ひ異端とす、其語聖人賢人の詞なれば、定て子細有へし、され共、今世に聖人なし、又仏法も捨かたし、此法天下の鰥寡孤独を救ふへき法也、老て妻なき者仏弟子となり、衣鉢を授け、渡世の艱難を遁れしめ、忍辱の袈裟を与へて、諸人の供養をうけ、乞喰となり心を安閑になさしむ、又夫なき婦女を尼となし、媚を求化粧する姪行を忘れせしめて、教戒を専らせしむ、賤男賤女戒行正しく、念佛讀經するを以て、大名高家の簾中御台の座上へ請し、礼拝なされぬ、幼して父母なき子寒の者養育せられ、老て子なく、愁と貧とに困窮する者をは、寺院に養ふ置、仏灯を守らせ、儒室を掃除せしめ、門番夜廻りの役をさせ、鐘を撞太鼓を打ち勤をなさしむるは、好教にして、儒者の誹る事有まし、然共今多く溢れもの正体なきものを撰なく養ひ立

て、衆生を欺き米錢を婪り取邪なる僧尼多し、道徳有て、人を化度する名僧は、万人の内一二人ならではなし、武士出家儒者、何れも眞の人絶果て、似せ物の徘徊する時節に成たるとは、何も思はぬかと仰せ有」

この故老諸談は著者未詳で年代も不明であるが、恐らく江戸中期のものであろう。従つて家康の口から出たものかどうか疑わしいが、その頃の民衆の仏教に対する感想を現したものと見ることができるのである。

熊沢了介は集義書において「僧侶には凡人が多い、愚劣の者が多い、何にもなれそもない子を坊主にする。働きのない者が寺に入る、悪者が僧侶となつて姿をかへる。」といつてゐる。松下郡高も神武權衡錄に僧侶の素質の低下を説き、平田篤胤も出定笑語附録に同様のことを述べてゐる。

このように江戸時代には民心は仏教をはなれ、僧侶寺院は民衆の嫌惡と輕侮の的となつた。寛永元年（一六二四）三月、徳峯老人作、同二年烏丸光広の跋のある「日覚し草」の中に、当時僧侶が徒にその服装を美にし、名利にあこがれて道心薄きを冷笑させる一節がある。

また、寛永十三年作の可笑記によれば、「当世の出家は智恵もなく、道心のこと思いもよらず、ただ可憐をこのみ、不知足をもつぱらとし、栄花におどり、飲食をほしいままにす……、末世当代の坊主共は、町人百姓の子孫が世渡りのため

に形を変へただけである。このような坊主共は浄土宗、日蓮宗、一向宗が多く、これらの宗旨は入りやすかつたからであらう」と。

これによれば、寺院は本来の主旨から離れて凡庸な者達の慾望生活の巣窟となり、それに都合のよい修行の楽な声明念佛宗が流行したというのである。しかしこれはこれらの宗旨に好意を持たない者の偏見の嫌いはあるが当時の僧侶に対する一部の感じを語つたものである。これに似たものに鈴木正

三の「二人比丘尼」がある。

〔6〕
「むかしはどう心有る人は、てらに入ちしきのをしへをうけ給ひしが、今は昔にかはり、少しもどう心有る人はてらをいでらるなり、其ゆえは、ちしきに道心なく、あつまる僧も心ざしなくして、おそろしき心なる故なり、心ざし有る人のまじわるべきやうあらざれば、寺を出るはことはりなり……」ここに道心ある人は却つて寺から遁れ出ることを語つてゐる。

また、大岡政談小間物屋彦兵衛の話の中に「役に立たぬ寺への奉納」と云う話がある。これは当時の寺院僧侶の民衆に対する信用が全くない状態がいいあらわされており、民衆は僧侶に対して嫌厭の情を通りこして輕侮嘲弄するようになり、僧侶の素質低下と民心離反は仏教衰退の途をたどつた。

徳川時代には、公卿と武士の家領、知行高の上に於て、大

差があり、又寺の寺領は武家の知行よりは少なく、公卿の家領よりは多かつた。例えば、日光山輪王寺、増上寺、比叡山延暦寺、三井園城寺は何れも幕府の黒印や奉行の朱印が下付されていた。しかし寺領の石高は、幕府より現米で渡るのではなく、領地から年貢米として、寺門に収納するのであり、ゆえに寺領が一万石あれば一万石の領主、千石あれば千石の地頭であるから各寺に役所があり、俗役人がいて、各領内の行政、すなわち領民の願伺届及び訴訟の事務を取扱っていた。しかし、僧徒はこれらの俗事に関係せず、却つてこれを卑しめ、讐らざるをもつて誇りとしていた。

又、寺領のほかに、堂舎の營繕費の幕府支弁と其寺自弁との二種があり、例へば同じ五千石の延暦寺は公儀普請、三井寺は寺門普請であった。その他の寺院にも、そのような例があつたであろうが、しかし公儀普請といつても、幕府が直接に支出するのではなく、二・三十万石以上の有福な武家を選んでその營繕費を出させるのである、幕府が武家に課する御用金がそれである。しかし、武家の方ではこれを自家の光栄とし莫大な金を出し、将軍家より賞詞を受けこれを家門の面目として満足していたのである。

又、將軍家及び諸侯の菩提所祈願始めの由緒ある寺院は塔・坊の營繕費は、官費、公費をもつて支弁するのはもちろんのこと、臨時の風水害等の場合は、直に役人を派遣して、

損所を修理させた。それに、これらの特別の寺院はもとより、多くの寺領をもつてゐる僧侶は手許の有福なるにまかせて、人生の困難も知らず、常に飽食暖衣して日夜歡樂に耽り、宗祖の辛苦經營も済度衆生の行業も知らず、ただ栄花と権威を振うことばかりであった。ここに仏教の衰勢を招きつあつたのである。

次にまた、公家、武家の外出の乗物にしても、僧侶は公家と同じく法新王宮門跡より無位無官の平僧に至るまで、長棒四人舁の黒塗の垂駕籠に乗つた、武家は長棒の木地のもの、このように幕府が、無位無官の平僧にまで、國主大名にも見て許さぬ所の格式を与えて優遇した上に、寺領ある寺僧は領主であり、又檀徒ある寺僧は、宗門人別帳を收めて、公証の全權を握つてゐる。そのために権威をふるい、また勅願所の寺院の門前に石標が立つてゐる所は、諸大名はその前を乗り過る事はできず馬、駕籠を降りて歩かなければならなかつた。このように当時の僧徒は、権威を振い私欲を恣にしていたが、幕府が俄に倒れて、明治の大変革となつたのであるから、僧侶にとつては、寝耳に水の大狼狽を極め、種々の狂態を演じたのも無理なことではない、ここに仏教の衰微がある。

次に僧侶墮落の様相について「清僧と称して妾宅を構え、或ば大黒と称へ、尼僧を囲つて、これを犯し若尼僧孕む時は

佗の聞を恥て、これを下胎し、或は程よく育て弟子とした。

又、生平の遊びは、上品なのは茶の湯、生花、中品は囲碁将

棋、下品なのは淨瑠璃、軽口、口合等であり、甚しいときは

酒宴遊興等々、長じては琴三絃、太鼓持にも劣らぬ形相、終りには喧嘩口論となり、その場を出るときは真宗坊主のふりをする。さて、真宗坊主等は勿論清僧に弥勝り、不律不如法のこと多く、人間らしくない振舞、又小僧は只管檀越を崇敬し、世間の道も、仏法も知らぬが上手と自贅して、何かといえば檀頭の床の生花障子はり、内職といえど医者、針、灸治を行ない袈裟や衣は思ひもよらず、そのすがたは釈迦の弟子とはみえない。近頃の愚僧の中に法談僧と名を売て歩き、肉食しなければ音声が弱いとして、種々の珍味を飽食しておいで、さて、その法談ぶりは丸で軽口阿房陀羅經、そもそも宗要の安心は、悪人正客の弥陀の本願、罪業深重は如來の賞

罰、腹も立てよ、欲も発せよ、悪き者程、弥陀の好物といひ、聞けば聞く程、根性が次第に悪るくなつてゆき、人の金銀を貪り出し、借りものは返さぬが手柄、催促すれば敵となる。」と

これに対し、幕府は諸宗本寺役寺触頭に令し、近年僧侶の風俗頽廃し、道徳の聞えあるもの稀にして、不律不如法の者多きに依り賞罰を正し、教育に力を尽さしめ、不法の者あれば仮惜すること勿らしめよと、此旨を天明八年（一七八八年）

松平定信より言渡した。

申十一月十三日、越中守右京亮に直相渡候御書付写、

寺社奉行 江

近來諸寺院之僧侶一体風俗不_レ宜候哉、道徳殊勝之聞え有_レ之輩ハ稀ニ而、不律不如法之沙汰のミ間々相聞之候、都而諸宗之僧徒、夫々作法も_レ可_レ有_レ之処、畢竟本寺又は役寺触頭等、しめし方等閑成故之儀ニ而可_レ有_レ之候、以來本寺役寺触頭等ニ而、常々無ニ油断ニ心を附、宗旨得達侶を相すゝませ、聊も不如法者ハ、夫々科等も有_レ之、配下之示教行届候様、専ニ為致_レ可_レ申候、尤本寺役寺触頭等之内にも、万一不_レ律不如法之聞之有_レ之ハ勿論之儀、或ハ利欲等に耽り、寺務之實意疎成歟、又は一体其器に不_レ當輩等ハ、仮令大寺本山之寺院たりといふとも、聊無ニ用捨ニ嚴重ニ其沙汰可_レ有之事ニ候、

右之趣御沙汰ニ候間、得と申談、夫々行届、不取メリ無_レ之様可_レ被_レ致候、

十一月

（御老中渡御書付
留天明大政録）

江戸幕府三百年、殊に中期より末期にかけては、江戸武士が惰弱無節操になり、僧侶はほとんど半醒半睡の生活を送っていた。幕府は仏教を篤く保護し、キリスト教の弾圧をするため宗旨人別帳を僧侶にまかせた。人民は伝習的または形式的に祖先以来の仕を守つて、寺院関係を重じ、寺院のために

は資力を惜まなかつたから寺院は表面的には繁昌し、内面的には墮落していたのである。僧侶の仕事は檀家の葬儀法要あるいは定日に入を集めて説教をする。又子供に読み書を教えるような社会事業をするのは上乗であった。「風流可笑記」の中に「当代の坊主共はただいやしき百姓町人ばらの子孫の身のすぎはいとして形を替たるまでなり」如儀子の「可笑記」の中には「⁽¹⁰⁾当世の世家は何として智恵もなく、行いもなく、況や道心の事思ひもよらず、只可慾を好み、不知足を専らとし栄華におごり飲食を恣にす」という批評のごとくである。幕末のころ、水戸烈公が幕府から不審数個条を申し開くる。幕末のころ、水戸烈公が幕府から不審数個条を申し開くために記した「不懾録」の中にある墮落僧が当時の僧侶にして、女犯肉食飲酒せざるもの絶無だと告白した事が記してある。文化文政の頃、僧侶は遊里通いに便なるため、合羽を着て外出した。その無節制なること、所化の身持は渡り仲間の如しとの批判を蒙つた位である。

寛政四年（一七九二）八月に金剛院という僧が遠島に処され、これに関連して、江戸大奥の女中が暇を出されたものがあつた。

「松平定信の自叙伝字下の人言に、

子年の秋（八月）金剛院とふ僧、遠島被^ニ仰付^一、

寺地ははき地にぞ被^ニ仰付^一たり、伊豆守・彈正大弼と、予此事を計ひぬ、大奥向女中の其の事もあれば、わざとしる

さず、此時、伺の上、御留守居をもて、老女の近親は中藤に被^ニ仰付^一、被^ニ仰付^一とも、御身近き勤、先づは不^レ被^ニ仰付^一候ても、右老女は隠居可^レ被^ニ仰付^一旨の御定達したり、こたびの一件に、老女・上藤、御広敷・御右筆、御側坊主御暇被^レ下たり、是ら御嚴明によつて、かくの如くの御果断にてありしなりとある。

雜記に、大奥女中への申渡書がある。左記に示す通りである。これによつて僧侶と大奥女中との関係といふ事に於て、大体の様子は察せられるのである。

⁽¹¹⁾ 寛政四壬子年八月廿三日

桜田御用屋敷

梅の井

思召有^レ之に付役被^レ成^ニ御免^一、御扶持方拾人扶持一生之内被^レ下候、御合力金は当居是迄之通被^レ下候、

滝野

みさ義勤方不^レ宜、其上金剛院と申祈禱者に大奥之儀迄申遣、祈禱相頼候段不屈之至ニ候、依^レ之御暇被^レ下、奉公御構被^ニ仰付^一候、其方事近親之義、右体不埒之事共、其分^ニ打過、其方義も致^ニ文通^一候段、勤柄不相応ニ付、御暇^レ下之、

みさ

其方義勤方不^レ宜、其上金剛院と申祈禱者に大奥之義迄申遣、祈禱相頼候段不屈至極に付御暇被^レ下之、御家門御連

枝方共奉公被^レ成^ニ御構^一候、

閑三

芝淨土宗西応寺地中

増上寺山内江之方大寮

琦二十三
選三十二

思召有^レ之、御伽坊主御免、御金十両御扶持方拾人扶持被^レ

下候、

高六拾両廿人扶持

高橋

法二十
体三十五

思召有^レ之、御役御免被^レ成、格別御馴染数年之勤方も有^レ之
故を以、隱居被^ニ仰付^一、御合力金御扶持方是迄之通被^レ下^レ
之。

右之通平塚伊賀守に御書付申渡、()

右之趣、老女にも可^ニ相達^ニ旨、於^ニ羽目之間^一、老中列座、

伊豆守申^ニ渡之^一、越中守殿御渡書付、

以来老女近親之者、御中老に仰付候共、先ハ御親敷御奉公
不^ニ相勤^ニ様、可^レ被^ニ相心得^ニ候、若御奉公被^ニ仰付^一、若若
様御誕生有^レ之候ハ^一、近親之老女御役免可^レ被^レ成事、右
之通被^ニ仰出^ニ候間、永々皆々相心得候趣^ニ被^ニ仰出^ニ候、此
段可^レ被^ニ相心得^ニ候、老女にも可^レ被^ニ相達^ニ候、

○寺院之信徒等近頃猥に相成、遊里へ入込、団女等いたし、
其外不^レ宜事共有^レ之に付、追々召捕之人數左之通り、

深川日蓮宗淨心寺地中玉泉坊

義 堪二十四

牛込原町日蓮宗久盛寺所化

順二十七

下谷淨土宗盛雲寺

貞 道四十四

千住伊向村同宗藥師寺隠居

順三十

同日蓮宗宗延寺地中正寿寺

純 長三十二

上総國夷隅郡万木村天台宗三光寺弟子

立二十七

増上寺山内鑑蓮社所化

往二十六

武州荏原郡八幡宮村日蓮宗觀乘寺	是	隆二十八	浅草同宗寿相院塔頭定嚴院	向三十六
同国同郡大井村新義真言宗来福寺所化	英	順三十八	武州葛飾郡下総田村同宗泉福寺	應二十四
下総國葛飾郡小金宿日蓮宗妙岳寺留守居			常州河内郡岩崎村曹洞宗尊徳寺	山三十七
同国同郡久保多賀村同宗安立寺			下谷坂本日蓮宗真源寺	光四十
麻布新町淨土宗遍照寺所化			深川淨土宗正徳寺弟子道心	心二十五
同断			同所同宗靈巖寺山内雄松院弟子	了二十五
本郷丸山曹洞宗長泉寺所化			小石川同宗伝通院所化	玄二十八
水戸宮村田同宗大雅院所化			武州川越同宗天巖寺所化	光三十八
駒込同宗吉祥寺会下龍門寮			飯倉淨土宗吟了寺隨身	了二十九
京都済家宗東福寺地中良象院弟子			増上寺山内岳蓮社隠居	証十八
駒込曹洞宗吉祥寺寮主			麻布竜土曹洞宗長昌寺所化	慶三十一
小石川淨土宗源覺寺所化			同断	全二十四
同所日蓮宗蓮花寺弟子			小石川日蓮宗蓮華寺所化	政二十六
豆州賀藤村同宗妙国寺			深川淨土宗靈巖寺所化	順十八
信州伊奈郡山吹村天台宗飭法寺弟子			深川淨土宗正覺寺所化	道六十四
日黒淨土宗祐天寺所化			同所同宗心行寺所化	秀二十四
浅草同宗九品寺所化			東叡山領	主二十
同所同宗念佛院所化			同郡同村道平寺留守居	学十九
同所同宗宗安寺所化			同郡同村同宗阿弥陀院	
駒込同宗蓮光寺所化			甲州山梨郡初鹿野村済家宗檀雲寺所化	
同断			芝増上寺山内源証寮	

総人数六十九人

右、寛政八丙辰月八月十一日より、於「日本橋」晒之上、寺持者遠島、所化は寺法に可_ニ執行_ト之事也、

口演

一私共儀、數年来新吉原町、品川、深川、新宿等、所々遊里繁栄之場所々々へ出見世仕、売買仕候処、又候此度御捕方を以、日本橋入口にて見世開仕、当十六日より三日之間恥さらしに仕、面の皮の厚ひ所を以、寺々を粉に仕立、本寺へ土産に宜鋪様、繩附にて差上申候、尤沢山に仕入置候間、遠近に不_レ構御評判之程、偏に奉_ニ希上_ニ候、以上、西八月

一、揚り屋詰十僧 一、牢屋詰五十五僧

右之外、囮ひ物等隨分念入、遠島之御方様は、船詰に仕立奉差_ニ上_ニ候、

○寛政八辰年八月十六日より三日之間、於「日本橋」に出家七十人余並居て晒されける、何も女犯之御咎め、町奉行坂部能登守殿掛り、先年より一両人宛、右始末にて晒に相成候得共、一度に七十人余並でさらされし事初て也、

但し、遊女場所の帰りを一朝に召捕ける、吉原を始め外隠女之場所に手配り致置き、召捕けるとの事なり、

日蓮宗深川淨心寺地中玉宗坊

義 堪二十四

淨土宗下谷盛雲寺和尚

貞 道四十九

江戸時代の僧侶の墮落について（若月）

日蓮宗下谷宗延寺中正寿院

増上寺山内鑑蓮社所化

淨土宗芝西応寺内淨林寺所化

増上寺山内天寮

同寺梅林寮

同寺寛雄寮

新義真言宗芝三田宝生院化

同宗武州荏原郡宗備寺弟子

天台宗浅草寺寺中泉藏院和尚

淨土宗浅草誓願寺寺中瑤寿院和尚

武州玉郡小山村曹洞宗宗藏院和尚

新義真言宗武州埼玉郡明閑院和尚

真言宗同足立郡木曾呂村薬王寺和尚

淨土宗浅草壽松院塔頭定嚴院

同宗武州葛飾郡下浜村宗福寺和尚

曹洞宗常州河内郡関崎村本院寺和尚

淨土宗駒込蓮光寺所化

淨土宗淺草宗安寺所化

同宗上総山郡東金本領寺弟子

同宗本郷丸山淨心寺所化

日蓮宗谷中妙徳寺所化

道三十二

経三十六

瑞二十二

選三十五

礼三十二

檀然

紹賢

清戒

輪十八

円海二十五

法輪二十

眞海二十五

善教四十九

硯向三十六

泰祖

宜関二十五

祖明三十三

山山二十九

泰向三十六

泰應二十四

泰山三十七

泰立二十九

泰玄十七

知闇三十二

滿貞二十三

脫靜二十一

脫勵三十二

同宗駿河駿東郡沼津東覚寺弟子
淨土宗小石川戸崎町無量院所化

山二十八
川二十三

日蓮宗牛込原町久盛寺和尚

碩十九

曹洞宗龜井戸慈光院有□

曹洞宗千住伊向村薬師寺隱居

貞二十八

天台宗上総天羽郡万木村三光寺弟子
淨土宗麻布新町遍照寺所化

順三十一

日蓮宗牛込原町久盛寺和尚

立二十七

日蓮宗武州荏原郡妙典寺留守居

方十九

同宗同所久保平賀村安立寺和尚

順四十三

曹洞宗本郷丸山長泉寺所化

順四十五

同宗水戸富田村大雄院所化

底二十五

同宗駒込吉祥寺会下龍門寮

岸二十五

臨済宗京都東福寺寺中即宗院弟子

碑二十二

曹洞宗駒込吉祥寺寮

竜二十八

淨土宗小石川源光寺所化

法二十

右同寺弟子

慶三十

日蓮宗豆州賀茂郡妙国寺和尚

政二十五

淨土宗飯倉順昌寺徒身

体三十三

増上寺山内岳蓮社隠居

曹洞宗竜土長昌寺所化

山二十八

川二十三

淨土宗深川大峯寺所化

貞二十八

日蓮宗深川正覺寺和尚

順二十四

同宗深川出行寺和尚

順三十一

真言宗武川高麗郡安泉寺留守居

慈二十八

同宗同所常閑寺留守居

方十九

同宗同所阿弥陀院和尚

順四十三

臨濟宗甲州巨摩郡担雲寺所化

順四十五

日蓮宗下谷坂本真源寺和尚

底二十五

淨土宗深川正源寺弟子

岸二十五

同宗深川靈岸寺山内慈正院弟子

頭二十二

同宗小石川伝通院所化

岸二十五

同宗武州越ヶ谷天巖院所化

碑二十二

同宗日黒祐天寺所化

竜二十八

同宗浅草九品寺所化

法二十

同宗浅草念佛院所化

慶三十

日蓮宗浅草慶印院隱居

雅十九

天台宗信州伊那郡山吹村源法寺弟子

政二十五

右之通一並にさらされける、

湿五十八

了二十六

鳳三十

全二十四

順二十四

惠三十一

靜二十一

途六十九

秀二十九

重二十

光四十五

心二十五

了二十八

元二十九

闇十八

眼二十三

海二十三

准二十七

院二十八

台吉房二十七

勝

泰沢頓

惠

館智

西

秀

快

義

善

円

戒

草

欣

真

徳

玄

全

大

增上寺山内岳蓮社隠居

曹洞宗竜土長昌寺所化

山二十八

川二十三

○天明六年の頃迄、通旅籠町三榎屋平右衛門とて、艾壳有り、団十郎艾とて高名なるもの、見世は土蔵造り、棟瓦留め鬼を附、立派なる見世にて、明和九辰母二月廿九日大火に、珍敷残たる見世なり、此息子至て淨瑠璃好きにて、富本と云ふ流義を弘め、富本豊前太夫と改め、古よりの常磐津文字太夫と肩を並べし男也、富本の元祖也、然るに家業の道はうとき故、艾の見世は寛政の始頃に断絶す、惜き事也、其後大伝馬町二丁目西側に艾見世出来せり、是も又三榎屋平右衛門と申せしや、団十郎艾と弘めける、彼豊前太夫が親族にも有之哉、

○寛政四年より咄し坊主辻、芳町辺に住居せし石井宗叔辻、今流行の長き咄しを始し男也、此坊主予湯島に任せし時、同町に近藤弥十郎辻、御普請役相勤方へ宗叔参りて、先日松平内蔵頭殿被召し時の咄しをと致ける、内蔵頭殿より朝五ツ時頃近駕籠にて参候故、直に参候處、広間へ通し、次上下の男出で、暫く御ひかへと申て、彼男引込、夫より一時余も為待、又外之男出で、扱々御退屈なり辻、又奥の方へ連行。少し御ひかへと云ひて引込、又一時余も為待、日暮迄に右のごとく七所程座敷を取替々として、暮六ツ時過扱々御

有レ之、立直候様の御沙汰に候条可レ存候趣、自分にも弥無ニ油斷、節儉相用候様可レ被レ致候、

右之通、万石以下の面々にも可レ被ニ相触ニ候、

江戸時代の僧侶の墮落について（若月）

一、諸拝借の儀不レ依ニ何事、容易に御沙汰有間敷候、遠国御役人等、御役被ニ仰付ニ候節は、是迄の通拝借被ニ仰付ニ候、但是迄拝借有レ之面々、返納年限に不レ拘、可レ成丈け早く

可レ有ニ返納ニ候、勿論差延願は難レ成候、

一、寺社御修覆願、并御附物等も、不レ被レ及ニ御沙汰ニ候事、

一、御台所被レ下候面々、御料理の品数の内相減、是又五節句又は三日の外、御酒被レ下間敷候事、

一、御城内外并上野、増上寺、其外總て御修覆所、破損有レ之候共、成丈け御修覆被ニ差延ニ候事、

但役屋敷等、成丈け自分にて取繕置候事、

一、諸役所定式御入用金、并筆墨紙其外受取物の分、是迄受取高の内精々勘弁致、格別減方を付、是迄以ニ書面ニ可レ被申聞ニ事、

一、諸役人近年相増候分、并定人数たりとも、多人数の分は可レ被相減ニ候、頭支配有レ之候ニ処は、了簡致可レ被ニ申聞ニ候、且又不ニ差急ニ御用向出役等は、差延可レ申候事、

一、諸臨時御用向相勤候面々江被レ下物の儀は相減、被レ下候品も可レ有レ之候事、

右之通、可レ被ニ心得ニ候、委細之儀は、柳生主膳正、肥田豊後守、篠山十兵衛、岸彦十郎より可ニ申談ニ候間、可レ被ニ承合候、

一、総て御役替御番入等被ニ仰付、御切米御足高被ニ下候面々、

十月以後被^ニ仰付^ニ候節は、向後半年分可^ニ被^ニ下候、右之通、向々江可^ニ被^ニ相触^ニ候、

十二月

○文政十三寅年二月より、大坂寺院被^ニ召捕^ニの発端は、道頓堀千日に、自安寺と申日蓮宗の寺有^レ之、是に妙見を祭有しが、至て繁昌致し、日々裸参等迄余多有^レ之故、至て富貴の寺也、爰に御針逆女を昼夜留置き、俗に大黒と申、此女より事発り、和尚被^ニ召捕^ニ此類を以外々寺迄和尚所化の類迄、女犯之僧余多被^ニ召捕^ニける、誠に此度諸宗とも、寺々大騒動致申候、重便に寺方名面可^ニ申上^ニ候、以上、

閏三月廿日

一、京都女犯之僧、同年四月御仕置と相成候、左之通、

一、七条道場金光寺塔頭宗任院

遠島 全 正四十三

女松原堀川西江入藤屋道喜娘

押込 た め十八

一、淨土宗寺町四条下る大雲院塔頭南揚軒

遠島 偽 真五十三

女建仁寺前小松町枡屋延次郎母

押込 か よ四十五

同大善院前河原町三条下る近江屋政次郎母

押込 い よ四十三

一、禪宗四条表寺町宝蔵寺	遠島	光	定五十九
女東山長樂寺拝有尼	押込	茂	堂三十
一、五山禪宗東福寺塔頭永安院	遠島	首	藏三十三
女祇園新地富永町京屋万次郎母	押込	と	み四十一
一、淨土宗蓮台寺塔頭願明院	遠島	見	道三十三
女宮川町二丁目尾張屋源助娘	押込	て	い二十一
一、北野七本松出口上る町正覺寺	遠島	忍	戒四十三
女真言宗壬生院地藏院	押込	慈	光尼三十三
一、壬生院地藏院塔頭中之坊	遠島	春	竜三十
女五条橋下る京極町近江屋直次郎抱芸者	押込	き	く十八
一、東山清水坂泰産寺	遠島	茂	海四十二
女西賀茂安井門前月見町大和屋音吉母	宿	よ	つ四十一
一、禪宗西賀茂正伝寺	遠島	常	二十九
女祇園新地末寺町河内屋文次郎娘	元	ね十九	雄四十三

女祇園富永町近江屋新次郎娘

押込

里十七

一、西六条北隣日蓮完本国寺
女西陣針屋町下町藤屋条七娘

日 連二十二
梅 次二十

一、出水千本西江入長遠寺 遠島

女内野新長者杵屋五兵衛娘

押込

仁宗三十五
千人二十
遠島

一、日蓮宗妙顯寺中常樂院 遠島

女西陣芝の団子町

押込 同

別母みき四十二
娘てう十七

一、日蓮宗北野立本寺僧光源院

押込

遠島 文啓四十八

一、日蓮宗上京妙覺寺役者宝樹院

押込

自きく二十一

一、女室町一条下る京屋新太郎娘

押込

よと二十

一、浄土宗淨福寺雲相院

押込

親慤四十五

女西江入寺内淨福寺

押込

遠島 珠光尼二十八

一、禪宗下立壳西妙心寺長興院

押込

洲五十四

女西の京染屋町

きぬ二十四

右之僧共遠島被仰付、女十八人は何も押込被仰付、
寅四月

江戸時代の僧侶の墮落について（若月）

○文政十三寅年六月、昔よりの事なれど、はじめて予聞し故留置く。

周防国岩国稻荷の遣ひ玉ひし鳥の内二羽、巌島弁天江かし玉へるとの事、古へより伝へ侍りなんと、余鳥は巌島に住居すと云へり、此からす雄雌有りて、春を迎へ子を生じ、六月十五日、彼弁天の社の上を、親子四羽にて啼まどひて、親がらすは巌島を立、岩国の方をさし飛行けるとなん、子鳥二羽は巌島に残居るとかや、年々かくの如しと、是より鳥の啼離れとは申始

宗教が泰平の民の遊楽と化した江戸期には社寺の門前には水茶屋が設けられて、隠遊女が蓄えられ、恰も遊廓の観をなした。江戸では根津や芝神明を初め数多く江戸以外の各地の神社仏閣の所在地にも淫風の盛なものがあつた。幕府は社寺の所在地の風紀取締りに苦心し「寺社門前にて隠遊女の儀弥遂吟味、猥に候はば只迄通御仕置可被申付候」との布令が何度も出ており、松平定信の寛政改革や水野忠邦の天保改革は、みな此の門前の風俗匡正のために苦心した。しかし幕府の布令はほとんど効果がなかつた。宝暦の頃には、私娼の巣窟が社寺所在地に多く、所によつては名は異なるが、湯女、呼出し、比丘尼、夜鷹、蹴転という隠売女が客を招いていた。しかし女ばかりではなく、男色の野郎の数も少くなかつた。

また、売春婦の異名に比丘尼というのがあり、浮世を捨てた尼僧が墮落して売春婦となつたものである。幕府では早くから比丘尼の弊害を認め、寛保三年四月二十八日の触書にも、勧進比丘尼が革麗な衣服を着て売女体によそおうことは不届であるとして、宿するものがあれば早々訴え出よと令じた。

かつて、幕府は厳しく僧侶を監し、この令を厲行し翌文政十三年（改元天保元年）二月より閏三月にかけて、京阪地方に於て検挙された僧侶京都では二十五人、大阪では三十人余

であつた。これらはそれぞれ入牢また流罪を命ぜられた。また京都では三条橋詰に晒の上、寺に引渡し寺法によつて処分された。またこれに關係した婦女も、押込等の処分を受けた。そして、その寺名、僧名、婦女の名も皆記録に遺されている。⁽¹³⁾また嘉永四年（一八五二）二月七日、品川、新宿等で飯盛を買つた等、破戒の所行により、流罪に処されたものが十一人、晒の上寺に引渡されたものが四十人あつた。

ところで、徳川時代末期の仏教界は半醒半眠はよい方で、甚だしいのは破戒墮落の底に落ちて俗人以上に腐敗した例は少ない。しかし、これは僧侶のみが悪いのではなく、世間も、これに対応して、両者ともに墮獄の道を相伴つて落ちたのである。

金次郎娘小三（20）、同大伝馬塩町大工初五郎後家ふじ（34）同横山町一丁目小間物商内野屋喜平次妻とき（23）、本郷区駒込千駄木町植木屋六三郎ため（40）、浅草三谷三九郎妾ゆめ（29）、上野根津八軒町橋本嘉七娘はな（15）、高教院様御附比丘尼専寿院（56）、品川本宿升本宇兵衛母うた（65）などがある。寛政享保の時代のゆえ、日潤のためにやもえず、強要せられたものは果して何人いるであろうか、疑しいものである。⁽¹⁴⁾

⁽¹²⁾ 江戸時代にはまり、さらに幕府がキリスト教禁制の手

段として、仏教を利用し、檀家制度をおかせることにより、
仏教は甚だ形式化した。これと共に本末制度と階級制度とによつて、仏教は、ますます形式化の道を歩むのであつた。寺院僧侶の格式は固定し、之は平民的に起つた諸宗派も、幕府保護政策によつて、甚しく階級観念にとらわれ、僧侶は貴族的になり民心は仏教を離れ排仏論が烈しくなつたが、寺院僧侶は惰性によつて社会的地位を保つたに過ぎなかつた。

引用参考文献

- (1) 日本宗教史 比根屋安定著 八六二頁
(2) 日本文化と仏教 辻 善之助著 二四一"

(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	日本仏教史一〇巻	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	二四三"		
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	維新前後の仏教遭難史論 羽根田文明著	一八〇二三"	日本仏教史一〇巻	辻 善之助	"	"	"	"	"	"	"	"	"	四四六"	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	日本宗教史	比根屋安定著	八九七"	日本宗教史一〇巻	辻 善之助	"	"	"	"	"	"	"	"	四四四"	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	日本仏教史一〇巻	辻 善之助	四七五"	日本仏教史一〇巻	比根屋安定著	四八〇"	日本仏教史一〇巻	辻 善之助	"	"	"	"	"	"	四七四"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	四九三"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	四八四"	